

議案第20号

日野町介護保険条例の一部改正について

日野町介護保険条例を別紙のとおり改正する。

平成27年3月3日提出

日野町長 景山 享 弘

日野町介護保険条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

第6期介護保険事業計画の策定に伴い、保険料額の改正を行う。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号)により、介護保険法が一部改正され、原則平成27年4月1日から「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施することとされたが、円滑な事業実施のための準備期間が必要なことから、条例の一部を改正し事業実施を猶予する規定を設ける。

2 改正内容

○介護保険料額の改正

第6期介護保険事業計画に基づき保険料基準額(年額)60,000円(月額)5,000円を、(年額)67,092円(月額)5,591円に見直す。詳細は下表のとおり。また、きめ細かな保険料設定を行うため、現行の第6段階から第9段階に見直す。(第2条関係)

第5期計画	対象者	保険料年額 (月額)		第6期計画	対象者	保険料年額 (月額)
第1段階	生活保護受給者	30,000円 (2,500円)	➡	第1段階	生活保護受給者、 住民税非課税世帯 かつ年金収入等80 万円以下	33,545円 (2,795円)
第2段階	住民税非課税世 帯かつ年金収入 等80万円以下			第2段階	住民税非課税世帯 かつ年金収入等80 万円超120万円以 下	50,318円 (4,193円)
第3段階	住民税非課税世 帯かつ年金収入 等80万円超	45,000円 (3,750円)		第3段階	住民税非課税世帯 かつ年金収入等 120万円超	50,318円 (4,193円)
第4段階	本人住民税非課 税(世帯課税)	60,000円 (5,000円)		第4段階	本人住民税非課税 (世帯課税)かつ年 金収入等80万円以 下	60,381円 (5,032円)
第5段階	住民税課税かつ 合計所得200万円 未満	75,000円 (6,250円)		第5段階	本人住民税非課税 (世帯課税)かつ年 金収入等80万円超	67,090円 (5,591円)
第6段階	住民税課税かつ 合計所得200万円 以上	90,000円 (7,500円)		第6段階	住民税課税かつ合 計所得120万円未 満	80,508円 (6,709円)
				第7段階	住民税課税かつ合 計所得120万円以 上190万未満	87,217円 (7,268円)
				第8段階	住民税課税かつ合 計所得190万円以 上290万未満	100,635円 (8,386円)
				第9段階	住民税課税かつ合 計所得290万円以 上	114,053円 (9,504円)

○「介護予防・日常生活支援総合事業」等実施時期猶予の規定

団塊の世代が75歳以上に到達する2025年度に向け、医療費や介護給付費が増加していくことが推計されている。現行制度のままでは給付費の抑制が図れないため、新たに予防事業に力を入れ将来の給付費の増加抑制を図っていく必要がある。

・介護予防・日常生活総合事業（附則第11条第1項関係）

予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情の応じた取組ができる地域支援事業へ平成29年度までに移行する。既存の訪問介護・通所介護事業所によるサービスに加え、NPO、民間事業者及び住民ボランティア等による生活支援サービスなど、多様なニーズに対するサービスの充実を図る。本町においては、事業実施を平成29年4月1日まで猶予する規定を条例で定める。

・在宅医療・介護連携推進事業（附則第11条第2項関係）

病気を抱えていても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けていくため、医療機関や介護関係者等が連携し、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を図っていく。具体的には平成30年4月までに全市町村で下記の全ての事業を実施。

- (ア) 地域の医療・介護サービス資源の把握
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議
- (ウ) 在宅医療・介護連携支援センターの運営等
- (エ) 在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援
- (オ) 在宅医療・介護関係者の研修
- (カ) 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築
- (キ) 地域住民への普及啓発
- (ク) 二次医療圏内・関係市町村の連携

本町においては、事業実施を平成30年4月1日まで猶予する規定を条例で定める。

・生活支援体制整備事業（附則第11条第3項関係）

単身世帯が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援（買い物、食事、掃除等の家事支援や見守り、安否確認など）の必要性が増加している。ボランティア、NPO、民間企業等の多様な主体が生活支援サービスを提供することが必要。平成30年4月までに全市町村で、生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置等を行う。本町においては、事業実施を平成30年4月1日まで猶予する規定を条例で定める。

・認知症総合支援事業（附則第11条第4項関係）

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続していくため、認知症初期の段階で医療と介護との連携の下に認知症の人やその家族に対して個別の訪問を行い適切な支援を行う認知症初期集中支援チーム、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員の設置等、平成30年4月まで全ての市町村で取り組みを行う。本町においては、事業実施を平成30年4月1日まで猶予する規定を条例で定める。

3 附則規定

平成27年4月1日から施行する。

日野町介護保険条例の一部を改正する条例

日野町介護保険条例（平成12年日野町条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 33,545円</u></p> <p>(2) <u>令第38条第1項第2号に掲げる者 50,318円</u></p> <p>(3) <u>令第38条第1項第3号に掲げる者 50,318円</u></p> <p>(4) <u>令第38条第1項第4号に掲げる者 60,381円</u></p> <p>(5) <u>令第38条第1項第5号に掲げる者 67,090円</u></p> <p>(6) <u>令第38条第1項第6号に掲げる者 80,508円</u></p> <p>(7) <u>令第38条第1項第7号に掲げる者 87,217円</u></p> <p>(8) <u>令第38条第1項第8号に掲げる者 100,635円</u></p> <p>(9) <u>令第38条第1項第9号に掲げる者 114,053円</u></p> <p>2 <u>平成27年度から平成29年度までの令第38条第1項第6号の基準所得金額は、令第38条第6項の規定に基づく介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第143条の規定にかかわらず、120万円とする。</u></p> <p>3 <u>平成27年度から平成29年度までの令第38条第1項第7号の基準所得金額は、令第38条第7項の規定に基づく規則第143条の2の規定にかかわらず、190万円とする。</u></p> <p>4 <u>平成27年度から平成29年度までの令第38条第1項第8号の基準所得金額は、令第38条第8項の規定に基づく規則第143条の3の規定にかかわらず、290万円とする。</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 30,000円</u></p> <p>(2) <u>令第38条第1項第2号に掲げる者 30,000円</u></p> <p>(3) <u>令第38条第1項第3号に掲げる者 45,000円</u></p> <p>(4) <u>令第38条第1項第4号に掲げる者 60,000円</u></p> <p>(5) <u>令第38条第1項第5号に掲げる者 75,000円</u></p> <p>(6) <u>令第38条第1項第6号に掲げる者 90,000円</u></p> <p>2 <u>平成24年度から平成26年度までの令第38条第1項第5号の基準所得金額は、令第38条第6項の規定に基づく介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第143条の規定にかかわらず、200万円とする。</u></p>

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第4条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第8号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略

附 則

(改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

第11条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間には行わず、平成29年4月1日から行うものとする。

2 法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間には行わず、平成30年4月1日から行うものとする。

3 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間には行わず、平成30年4月1日から行うものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第4条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ又は第5号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第5号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略

附 則

4 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に行わず、平成30年4月1日から行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の日野町介護保険条例第 2 条の規定は、平成 27 年度分の保険料から適用し、平成 26 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。